

農作物（水稻）被害緊急対策事業の概要

農産食品課農産食糧係

1 目的

令和8年8月27日から28日にかけて本県で発生した線状降水帯により、収穫前の農作物に甚大な被害をもたらした。このため、被害を受けた農作物の生産者に対して、緊急支援対策を講じ、農家の生産意欲の確保と次年度以降の災害に強い米産地づくりを図る。

2 事業概要

（1）事業内容

冠水被害等で、刈取不能となったほ場については、できるだけ早い作業（鋤込みや除草剤散布等）を実施し、次年度の作付けに備えるための取組みを支援する。

また、冠水被害等の生産者に対して、次年度対策として、土づくり資材の散布に要する経費の一部助成し、ほ場生産力の回復を図るための取組みを支援する。

（2）事業費

①作物残渣処理対策費

- ・刈取不能ほ場における作物残渣処理対策費用
- ・10千円/10a

②ほ場生産力回復対策費

- ・土砂流入等に対策に要する土づくり資材散布費用
- ・5千円/10a

（3）事業主体 生産者、農業団体等

（4）補助率 : 定額

※①作物残渣処理対策費は市町村の支援額と同額を上限に支援

- ・交付先 : 県→市町村→生産者
- ・交付対象面積 : ア 被害（①収穫不能②冠水）があったほ場であること
イ 次年度に向けた取組み（①作物残渣処理②土づくり資材散布）を実施するほ場であること
ウ 次年度に営農継続するほ場であること

3 実施期間 令和8年度